

## 海外の知見の活用 ～よりよい裁判の実現を目指して～

### はじめに

裁判所には、日々、様々な事件が持ち込まれます。裁判所では、それらの事件の背景にある社会の変化にも対応しながら適正な判断を行うヒントを得るために、裁判官をはじめとする裁判所の職員を対象に、日本とは異なる法制度を持つ諸外国の実情に関する研究会を行っています。今回は、そのような取組の一環として、昨年<sup>1</sup>から今年にかけて司法研修所<sup>1</sup>や裁判所職員総合研修所<sup>2</sup>において実施した研究会の様子を御紹介します。

### 表現の自由をめぐる新たな問題

社会の変化に伴って生ずる新たな法的問題の具体例としては、表現の自由に関する問題があります。昨今、SNSの流行などを背景として、インターネットを中心とする表現行為の「場」は多様になっており、現代では、まさに一人一人が「メディア」と言っても過言ではありません。その一方で、そのように表現行為の機会が多様になるにつれ、表現の自由に関する困難な問題が多く見られるようになっていきます。

司法研修所では、日本とドイツで共通する、表現の自由に関する問題を題材に、社会の変化に伴って生ずる新たな法的問題

について、外国での議論を参考にするた

めに、ドイツ

の著名な憲法

学者ら<sup>3</sup>をお

迎えして、「表

現の自由をめぐ

る新たな問題」を



1 裁判官の研修及び司法修習生の修習を行う機関

2 裁判官以外の職員に対する研修及び裁判手続に関する研究等を行う機関

3 フライブルク大学のマティアス・イエシュテット教授とマックスプランク外国・国際刑事法研究所のラルフ・ポッシャー教授



【司法研修所別館】

テーマとする研究会を実施しました。

この研究会では、お迎えした憲法学者らから、「ドイツにおける『ヘイト・スピーチ』と意見表明の自由」、あるいは「インターネットにおける意見表明の自由」という、我が国でも共通する問題について御講演をいただくとともに、全国から参加した約70名の裁判官らとの間で、活発な意見交換が行われました<sup>4</sup>。

本研究会に参加した裁判官からは、表現の自由をめぐる紛争解決の在り方を考えるに当たって有益な着眼点を得ただけでなく、ドイツでの新たな法的問題に対する基本的な考え方を学ぶことにより、我が国司法

が目指すべき「法の支配」という基本的

な理念を見つ

め直すきっかけとなっ

た、

といった感想

がありました。

このような研究会を

きっかけに、裁判官各自が

多角的な視点から事案を検討し、より質の高い判断を積み重ねていくことが期待されます。

4 この機会を最大限活用するよう、本研究会では全国5か所の裁判所への同時配信を行い、多くの裁判官が傍聴しました。



【裁判所職員総合研修所】

### 子の利益に資する面会交流

日本が少子高齢化社会と言われるようになってから久しくなります。他方で、親子や相続の問題などを取り扱う家庭裁判所では、近年、子どもに関する事件が増加傾向にあります。このような子どもに関する事件の中でも、両親が離婚又は別居した後、子どもと同居していない親が、子どもとの定期的な面会などを求める「面会交流」に関する事件は、父母の間の感情的な対立が強いことなどから、解決が難しくなりがちです。家庭裁判所では、法律の専門家である裁判官だけではなく、行動科学のエキスパートである家庭裁判所調査官が関与して、当事者らの心理的な葛藤を解きほぐしながらこのような難しい事件の解決に当たっています。しかしながら、日本では、欧米に比べて、面会交流に関する実証的研究は未だ少ないのが現状です。

そこで、裁判所職員総合研修所では、平成29年度から行われた「子の利益に資する面会交流に向けた調査実務の研究」という研究の中で、裁判所に係属する子と家族の問題や、DV・

児童虐待等につき多数の研究をしており、また、この問題につき実務家としても活躍されている、カナダのトロント大学のサイニ准教授をお招きし、意見交換を行いました。サイニ准教授からは、最新の研究と豊かな実践経験に基づいた面会交流に関する検討プロセス、重要な考慮要素、その評価の在り方等についての講義を受けるとともに、カナダと日本の各々の家族システム及び司法システムを踏まえた意見交換を通じて、日本における面会交流を検討する上での多くの重要な助言・示唆をいただきました。同研究の結果報告書は、全国の家裁裁判所に還元され、実務で活用されています。



【サイニ准教授の豊かな経験に基づく講義】

### おわりに

ここで御紹介したのは、日本における法的紛争を解決する上で諸外国の知見が非常に重要な視点を与えてくれる一例です。国民の皆さんに信頼される、納得度の高い裁判を実現していけるよう、裁判所では、今後とも、このような研修の機会を設けることなどをはじめとして、法的な紛争を適切に解決するため、不断の研さんに努めていきたいと考えています。